

市・道民税の主な改正点

個人の市・道民税は、前年中(1月から12月)の所得に対して課税します。そのため、今年1年間の所得に対する市・道民税は、平成26年度の市・道民税として課税し、来年6月頃に通知します。今月号では、平成26年度に課税する市・道民税から適用する、主な改正点をお知らせします。

◆均等割額の引き上げ

個人の市・道民税には、一定以上の所得がある場合に、その所得の大小に関わらず一律で納める「均等割」と、所得の額に応じて計算される「所得割」の2種類があります。

このうち「均等割」を平成23年12月に施行された「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、地方公共団体が、安全な地域づくりを行うため、その財源を確保することを目的として、1千円引き上げます。なお、これは臨時的措置であり、適用されるのは10年間(平成26年度から35年度)です。

◆給与所得控除の上限設定

給与収入金額から給与所得控除額を差し引いた額を給与所得と言い、これが課税対象になります。給与所得控除額は、原則として下の表のように、給与収入金額に応じて一定の割合で計算しますが、この給与所得控除額に245万円の上限を設けました。なお、所得税は、平成25年1月からこの改正が適用されています。

給与収入金額	給与所得控除額	
	現行	平成26年度以降
650,000円以下	全額	
650,000円超 1,625,000円以下	650,000円	
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額 × 40%	
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額 × 30% + 180,000円	
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額 × 20% + 540,000円	
6,600,000円超 10,000,000円以下	収入金額 × 10% + 1,200,000円	
10,000,000円超 15,000,000円以下	収入金額 × 5% + 1,700,000円	収入金額 × 5% + 1,700,000円
15,000,000円超		2,450,000円

この表の、給与所得控除金額を超える額の特定支出があった場合は、それもあわせて控除できることがあり、今回の改正では、この特定支出に関する控除についても範囲が拡大されました。詳しくはお問い合わせください。

市・道民税の均等割額(年額)

現行	平成26～35年度
4,000円 内訳：市民税 3,000円 道民税 1,000円	5,000円 内訳：市民税 3,500円 道民税 1,500円

地方公共団体の防災等の財源確保のため

事業主、経理担当の皆さんへ

給与支払報告書などの提出にeLTAXの活用を!!

eLTAXは、地方税の申告や届出などの手続きが、インターネットを利用して行うことができるシステムです。

毎年1月31日までに市に提出する給与支払報告書の提出にも利用でき、提出先が複数の自治体になる場合でも、一度にまとめて送信するだけで、自動的に各自治体に振り分けられて届くので、非常に便利です。

また、法人市民税や償却資産の申告もできます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

問合せ先 一般財団法人 地方税電子化協議会 ☎ 0570 - 081459



年末調整等説明会

年末調整事務や源泉徴収票・同合計表等の作成要領などの説明会を行います。当日は、事前に送付している関係書類を持参してください。

日時 11月18日(月) 午後2時～3時30分
会場 まなみーる文化センター(9西4)
対象 市内の事業所の給与事務担当者
問合せ先 岩見沢税務署(2東4)
☎ 22局 0810

税を考える週間と無料相談

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定めています。

これにあわせて、次のとおり税の無料相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

日時 11月16日(土) 午前10時～正午
会場 ZAWAハウス(4西2)
問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部(4西9 佐藤彰一税理士事務所内) ☎ 22局 4353

ご存じですか? パート・アルバイトの収入と税金

パートやアルバイトの収入は、給与所得として課税の対象になります。どなたかの扶養親族であっても、収入額によっては税金がかかり、また、扶養者が配偶者控除や扶養控除を受けられない場合があります。

パートやアルバイト以外の収入がなく、扶養親族がいない場合の税金と扶養の関係は、次の表のようになります。

ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額によってかからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超 100万円以下	均等割がかかる			
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

配偶者特別控除とは：配偶者控除を受けられない場合でも、収入額に応じて一定の控除が受けられるものです。(配偶者控除に上乗せして適用される控除ではありません)

社会保険の扶養と税の扶養(配偶者控除・扶養控除)は異なります。社会保険の扶養については、各保険者にお問い合わせください。

問合せ先 市税務課市民税係